

令和 2 年 6 月 9 日

介護サービス事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課  
事業者指導担当課長

**「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の  
臨時的な取扱いについて（第 12 報）」における本市の取扱いについて（通知）**

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

令和 2 年 6 月 1 日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）」（以下、「第 12 報」という。）が発出されたところです。第 12 報の具体的な運用について、本市では下記のとおり  
の取扱いとしますので、御確認をお願いいたします。

なお、本取扱いは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、臨時的・限定的に行うものであり、今後、厚生労働省からの通知や状況の変化等により変更する可能性があることを申し添えます。

記

**1 本市における取扱い（対象サービス共通）**

**（1）適用の開始について**

令和 2 年 6 月サービス提供分からの適用とします。

**（2）利用者の同意について**

第 12 報により算定を行う場合は、事前に利用者からの同意を書面で得てください。

なお、6 月サービス提供分については、月途中で同意を得た場合でも、当月サービス提供分について同意を得ることにより、同意日前の期間も含めた算定を可能とします。

**2 通所系サービス費の請求に係る届出について（通所系サービスのみ）**

第 12 報により示された通所介護費等の請求方法を適用するにあたり、新たに延長加算を算定する事業所については、次のとおり届出書の提出が必要となりますので、期限までに必要書類を静岡市介護保険課まで郵送又は持参にて提出してください。

※介護予防通所リハビリテーション事業所、通所介護相当サービス事業所及び運動型通所サービス事業所は第 12 報の取扱いの対象外です。

## (1) 対象事業所

ア 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所又は(介護予防)認知症対応型通所介護事業所であって、次のいずれかに該当する事業所

(ア) サービス提供時間が「7時間以上8時間未満」の事業所

(イ) サービス提供時間が「8時間以上9時間未満」かつ時間延長サービス体制が「対応不可」の事業所

イ 通所リハビリテーション事業所であって、次のいずれかに該当する事業所

(ア) サービス提供時間が「6時間以上7時間未満」の事業所

(イ) サービス提供時間が「7時間以上8時間未満」かつ時間延長サービス体制が「対応不可」の事業所

## (2) 提出書類

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

・介護給付費算定に係る体制等状況表

※届出書に臨時的な取扱いによるものである旨を記載してください。静岡市ホームページに記載例を掲載していますので御参考ください。

【静岡市ホームページ】 [https://www.city.shizuoka.lg.jp/528\\_000001\\_00085.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/528_000001_00085.html)

## (3) 提出期限

令和2年6月22日(月)必着

※1 6月又は7月サービス提供分から算定する場合、上記提出期限までに提出してください。

※2 8月以降に新たに延長加算を算定する場合、従来どおり、算定する月の前月の15日までに提出してください。(例：8月1日から算定する場合、7月15日までに提出)

## 3 留意事項(対象サービス共通)

(1) 第12報により算定を行う場合は、必ず介護支援専門員と連携し、以下の点に御留意ください。

ア 通所介護計画等と居宅サービス計画におけるサービス提供回数等との整合性を図ってください。

イ 第12報の取扱いを実施することにより、区分支給限度基準額の取扱いに変更はありません。

ウ 第12報の取扱いにおける請求に当たっては、居宅介護支援事業所が作成する給付管理票、サービス利用票(別表)及び居宅サービス事業所が作成する介護給付費明細書のそれぞれに反映させる必要があります。

なお、サービス利用票を変更する場合は、利用者からの同意を得てください。

(2) 本取扱いを終了する場合は、改めてお知らせします。

<問い合わせ・提出先>

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課(静岡庁舎 新館14階)

事業者指導第1係(地域密着型サービス、短期入所系サービス)

事業者指導第2係(居宅サービス)

電話：054-221-1088(1係) / 054-221-1377(2係)